

広島県告示第百七十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木局土木整備部土木整備管理課及び広島県芸北地域事務所建設局において、平成二十一年三月五日までの間、縦覧に供する。

平成二十一年二月十九日

広島県知事 藤 田 雄 山

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
一般国道一八六号	山県郡安芸太田町大字下筒賀字上神原一五二〇番一地先から山県郡安芸太田町大字下殿河内字川手二二九五番一地先まで	平成二十一年二月十九日